

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案要綱

第一 水産業協同組合法の一部改正

一 事業運営全般の健全性の向上

(一) 組合員たる資格の審査の方法の定款への記載の義務付け

漁業協同組合の組合員たる資格の審査が公平かつ適正に行われ、組合の自治が適正に機能するようにするため、組合員たる資格及びその審査の方法を定款に記載しなければならないものとする。

(第三十二条第二項関係)

(二) 役員の欠格事由の追加等

1 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の役員又は清算人の欠格事由として、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）を追加すること。

(第三十四条の四第一項第五号、第七十七条並びに第九十二条第三項及び第五項関係)

2 行政庁は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の役員又は清算人が暴力団員等に該当する疑いがあると認めるときは、警察庁長官等の意見を聴くことができるものとともに、警察庁長官

等は、行政庁が適当な措置をとることが必要であると認めるときは、行政庁に対し、その旨の意見を述べるができるものとする。

（第二百二十七条の五及び第二百二十七条の六関係）

(三) 経営情報の開示

1 原則としてすべての漁業協同組合等の理事は、事業年度ごとに、事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならないものとする。

（第四十一条第一項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項関係）

2 すべての漁業協同組合等は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならないものとする。

（第五十八条の二、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項関係）

二 共済事業の健全性の確保及び共済契約者の保護

(一) 共済事業の健全性の確保

1 共済事業を行う漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会（以下「共済事業実施組合」という。）の出資の総額は、政令で定める区分に応じ、政令で定める額以上でなけ

ればならないものとする。こと。 （第十一条の三、第九十三条第一項及び第百条の八第一項関係）

2 共済事業実施組合は、その子会社その他当該組合と特殊の関係のある者との間で、当該組合の取引の通常条件に照らして当該組合に不利益を与えるものとして主務省令（共済水産業協同組合連合会にあつては、農林水産省令）で定める取引等をしてはならないものとする。こと。

（第十一条の十二、第九十六条第一項及び第百条の八関係）

3 主務大臣は、共済事業実施組合の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定めることができるものとともに、行政庁は、支払能力の充実の状況に係る区分に応じ、組合に対し、監督上必要な命令をすることができるものとする。こと。

（第十五条の三、第九十六条第一項、第百条の八第一項及び第二百二十三条の二関係）

4 共済事業実施組合について、責任準備金、支払備金、価格変動準備金及び利益準備金の積立てに関する規定を整備すること。

（第十五条の十から第十五条の十二まで、第五十五条、第九十六条第一項及び第三項並びに第百条の八第一項及び第三項関係）

5 共済事業実施組合は、契約者割戻しを行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として農林水産省令で定める基準に従い、行わなければならないものとする。

（第十五条の十三、第九十六条第一項及び第百条の八第一項関係）

6 共済事業実施組合（農林水産省令で定める要件に該当する組合を除く。）は、共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項に関与させなければならないものとする。同時に、共済計理人の資格要件、職務等について定めること。

（第十五条の十七から第十五条の十九まで、第九十六条第一項及び第百条の八第一項関係）

7 共済事業実施組合の子会社及び議決権の保有に関する規定を整備すること。

（第十七条の十四、第十七条の十五、第九十六条第一項、第百条の三及び第百条の四関係）

8 共済事業実施組合（その行う信用事業又は共済事業の規模が政令で定める基準に達しない漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は会員でなく、かつ、その就任の前五年間当該組合又はその子会社の理事若しくは取締役又は使用人等でなかったものでなければならぬものとする。同時に、監事の互選をもつて常勤の監事を定めな

ればならないものとする。

（第三十四条第十一項及び第十二項、第九十六条第三項並びに第百条の八第三項関係）

9 共済事業実施組合の役員又は清算人の欠格事由として、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を追加すること。

（第三十四条の四第二項第一号、第九十六条第三項及び第百条の八第三項関係）

10 共済事業実施組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないものとする。

（第五十八条の三、第九十六条第三項及び第百条の八第三項関係）

(二) 共済契約に係る契約条件の変更

共済事業実施組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、契約条件の変更を行うことができるものとする。

（第二節、第九十六条第一項及び第百条の八第一項関係）

(三) 共済契約者の保護

1 共済事業実施組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者は、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができるものとする。

(第十五条の四、第九十六条第一項及び第百条の八第一項関係)

2 共済事業実施組合又は共済代理店は、共済契約の締結等に関し、共済契約者等に対して虚偽のことを告げる等の行為をしてはならないものとする。

(第十五条の五、第九十六条第一項及び第百条の八第一項関係)

3 共済事業実施組合は、当該組合の共済代理店が当該組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずるものとする。

(第十五条の八、第九十六条第一項及び第百条の八第一項関係)

4 共済事業実施組合は、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないものとする。

(第十五条の九、第九十六条第一項及び第百条の八第一項関係)

5 共済事業実施組合は、公告の方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方

法又は電子公告のいずれかを定款で定めなければならないものとする。

(第百二十一条第二項関係)

(四) 共済事業の効率的かつ効果的な事業運営の確保

1 共済事業実施組合は、組合員のために、保険会社その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行の事業を行うことができるものとする。

(第十一条第七項、第九十三条第六項及び第百条の二第二項関係)

2 共済規程の変更のうち、軽微な事項等に係るものについては、行政庁の認可を受けることを要さず、届出をすれば足りるものとする。

(第十五条の二第二項及び第三項、第九十六条第一項並びに第百条の八第一項関係)

3 共済規程の変更のうち、軽微な事項等に係るものについては、総会の議決を経ることを要しないものとする。

(第四十八条第五項、第九十六条第三項及び第百条の八第三項関係)

三 その他

(一) 出資組合の組合員は、いつでも、その持分の全部の譲渡によって脱退することができるものとするとともに、その譲渡を受ける者がいないときは、出資組合に対し、定款の定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを請求することができるものとし、この場合には、当該出資組合は、当該組合員の持分を取得することができるとすること。

(第二十六条、第五十八条、第九十二条第二項及び第三項、第九十六条第二項及び第三項、第百条第二項及び第三項並びに第百条の八第二項及び第三項関係)

(二) 役員の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時監事の職務を行うべき者を選任することができるものとする。

(第四十三条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項関係)

(三) 組合は、共済代理店の設置又は廃止、共済計理人の選任又は退任その他の事項について、行政庁に届け出なければならないものとする。

(第百二十六条の二関係)

第二 中小漁業融資保証法の一部改正

一 漁業信用基金協会の経営の健全性の確保

主務大臣は、漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができるものとともに、行政庁は、弁済能力の充実の状況に係る区分に応じ、基金協会に対し、監督上必要な措置を命ずることができるものとする。

（第四条の二及び第六十六条の二関係）

二 基金協会の会員資格の拡大

（一） 基金協会の個人会員の資格である九十日以上漁業を営み又は漁業に従事する日数の要件を廃止すること。

（第十条第一項及び第二項関係）

（二） 業種別基金協会の会員資格として、特定漁業を営む者若しくは漁協等が主たる構成員又は出資者となつてゐる団体で、政令で定めるものを追加すること。

（第十条第二項関係）

三 基金協会の監事の資格者の拡大

基金協会は、金融に関する学識経験者を、総会の議決により、理事に加え、監事に委嘱することができるものとする。

（第二十四条第四項関係）

四 公認会計士又は監査法人による基金協会の監査の導入

事業の規模が政令で定める基準を超える基金協会の理事は、事業報告書、財産目録等の決算関係書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならないものとする。

(第三十三条の二関係)

五 基金の運用先の追加

基金協会の負担する保証債務の弁済に充てるための基金の運用先として、信用事業を行う漁業協同組合（その事業の規模が政令で定める基準に達しない漁業協同組合を除く。）を追加すること。

(第四十三条関係)

六 基金協会の財務及び会計についての主務省令への委任規定の明確化

基金協会の剰余金の処分及び損失の処理の方法についても、主務省令で定めることができることを明確化すること。

(第四十四条の三関係)

七 基金協会の事業の譲渡又は譲受け

(一) 基金協会は、総会の議決を経て、事業の全部の譲渡をすることができるものとする。

(第五十九条の二第一項関係)

(二) 基金協会は、総会の議決を経て、他の基金協会の事業の全部又は一部(第四条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。)の譲受けをすることができるものとする。

(第五十九条の二第二項関係)

(三) 独立行政法人農林漁業信用基金は、基金協会から保証事業の全部を譲り受けた者であつて、その者の事業が主務省令で定める要件に適合するものであるもの(以下「譲受者」という。)を相手方として、保険契約を締結することができるものとする。

(第六十九条第一項から第三項まで関係)

(四) 主務大臣は、必要があると認めるときは、譲受者に対し、その保証事業に関し報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができるものとする。

(第六十九条第五項関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、平成二十年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。